

## 過労死家族としての活動と研究

京都労災被災者家族の会  
立命館大学大学院先端総合学術研究科  
中 篤 清美

夫の過労死から29年たった。労災申請し、労災認定されて27年、現在は京都家族の会代表となり活動を行なっている。同時に大学院で、過労死家族の会の研究を行なっている。どのような経過を経て現在に至っているのかを明らかにしたい。

### 1. 夫の過労死

#### 1) 夫の労働状況

夫は病床約60の救急病院でもある病院の事務職員として、大学卒業から20年近く働いていた。外来の患者数は多く、忙しい毎日を送っていたが、経営状態はよくなかった。経営は同族で行っており、定年まで事務次長で終わると思っていた。過労死する2、3年前から、社会保険労務士の資格取得をめざしていた。病院をいつでもやめるように準備していたのかもしれない。社会保険労務士を取得すると、病院職員や患者の相談に乗り社会保険の見直しを行ない、年金の増加につながることもしばしばあった。

理事長から病院の再建のために、夫に事務長になって欲しいと要請があった。私は事務長は責任と仕事量が尋常ではないと考えていたので、事務長だけはならないで欲しいと思っていた。意に反して1990年1月に夫は事務長になり、4月には心筋梗塞により41歳で亡くなった。亡くなる3日前は、結婚10周年の記念日であったが、記念日らしいことは何もできなかった。夏休みになったら、子どもたちと北海道旅行をしようと約束したに過ぎなかった。

事務長になってからの勤務は、大きく変わった。通常の勤務は、朝9時から5時までと、午後1時から9時までの交代制であった。土曜日は、9時から13時までであった。事務長となり、1990年の1月からは朝9時から夜9時まで仕事をし、さらに残業も行なった。病棟を改築し、若手を起用して人事体制を一新し、実力のある医師を招聘した。地域医療や救急病院の機能を充実させようと考えていた。

その年は労働組合が結成以来初めてのストを打つ構えがあった。夫は苦勞して労働組合を結成して幹部として活動してきた。経営側で働くようになったが、理事長にストを回避して要求を認めるように、自宅からも夜遅くに長時間電話をしていた。休日には2回に1度当直勤務があった。3月には患者会の日帰りバスツアーがあった。男性職員が少なかったため、さまざまな雑用や力仕事、営繕までこなしていた。改築のことで時間外の呼び出しがあった。当直をしても代休はとらなかった。休日は十分に取れていなかった。

当時はワードプロセッサが普及しだしていた。病院と同じ機種を自宅で買い、自宅で仕事をしていた。ワードプロセッサの購入で半月分の給料が消えた。小学生の子どもが

2人いたが、父親と遊ぶ時間はほとんどなかった。家事・育児はほとんど1人でこなさなければならなかった。私はその年に初めて花粉症になった。鼻が詰まって息苦しく、体がだるく睡眠が十分とれなかった。夫は毎日疲れ果てていたのだが、頭痛がし寝つきが悪く、寝られないのでベッドで本を読んでいた。亡くなる数日前は、顔色が悪く、風邪のような症状が出ていた。1年前は肝炎で入院した。しかし、夫は緊急の事態に対処するために、病室には仕事着をつるしていた。肝炎で体がしんどいと思っていたが、仕事をしていないので楽だといっていた。事務次長の時も仕事は決して楽ではなかったはずであった。事務長になってからは、どれほどつらい仕事であったろう。

夫は亡くなる1週間前くらい前に、「過労死するかもわからない。しかし労災認定はされないだろうな」というつぶやきのようなことをいったが、まさか本当になるとは思わなかった。当時の過労死の認定基準は、1987年に改定されたものであった。今日の認定基準では、労災認定される可能性は考えられたが、当時はまったく労災認定は難しいと、夫は考えていたのであろう。夫が亡くなると病院葬となり、多くの方々におくってもらった。

## 2) 労災申請・労災認定

夫の死を過労死と確信し、大阪職対連の知人に相談した。京都職対連を紹介されて相談すると支援を得られることになった。病院の労働組合が過労死の認定闘争に取り組んでくれた。上部団体の京都医療労働組合連合会(医労連)も労災認定闘争に取り組んでくれた。病院の職員・患者会の協力があった。京都過労死医師団の協力があり、医師意見書を書いてもらった。多くの支援を得られて、1991年に労働基準監督署に労災申請を行なうことができた。労災申請後は労働基準監督署に労災認定を求めて、京都職対連を中心に要請を行なってもらった。同時に団体署名に取り組み急速に署名が全国に広がった

1992年に労働基準監督署で労災認定された。同年度に認定された過労死は17件であった。当時は、医療関係者が労働基準監督署で労災認定されたのは、たぶん初めてだろうということであった。労働時間だけでなく、質的な過重性が認められたと考えられる。労災認定まで10年はかかると思っていたが、当時としてはとくに早い認定でもあった。

## 2. 新しい世界を発見し、大学へ社会人入学

### 1) 大学へ

労災認定後、生活の変化があった。いろいろお稽古事を始めた。その一つが放送大学だった。語学や心理学などを科目履修した。テストもあり、やりがいがあった。いろいろな人がそれぞれのやり方で学んでいた。癒されていった。放送大学で、立命館大学の社会人入学制度を知り、立命館大学でも2年間科目履修をした。若い大学生と科目履修をするのは、新鮮な驚きがあった。しかし、やはり科目履修では満たされないものがあった。大いに悩んだ末、1999年入学した。当時は学部で6名の社会人が入学した。当時の私は、頼りなげで、危なかしく、病的に見えていたのであろう。社会人学生の先輩は、心配げに何かあったらなんでも言って下さいと、連絡先を渡してくれた。だんだん大学にもなじんでいった。

社会福祉を学んだ。社会福祉士資格取得のコースを選択した。福祉施設の見学や、福祉施設での4週間の実習もあった。実習の前は、施設の利用者を自分が支援することは全く向いていないことだと考えていた。しかし、実習のなかで人を支援することもありかなという、自身の新たな気づきのようなものがあつた。4学年になると、社会福祉士の受験勉強と、卒業論文執筆が重なって勉強はたいへんだつた。

卒業論文は、3名の過労自殺の遺族の聞き取り調査を行なつた。労災活動がどのように進んでいったかをまとめた。社会学の「役割理論」を使ってまとめたいと考えていたが、勉強不足であつた。学んできた社会福祉援助理論を応用して分析した。「過労死・過労自殺者家族に対するソーシャルサポートについての一考察」として2003年にまとめた。労災活動は、さまざまに支援(ソーシャルサポート)を受けながら行なわれ、労災活動による変化があることが分かつた。

## 2) 気持ちの変化

ゼミの指導教員は、人間発達研究者であつた。聞き取りをした3名の人間発達に注目した。労災活動を行なう中で、人間的な発達があつたのである。大学院社会学研究科に進学するきっかけとなつた。卒論は自分自身のためになつたが、もう少し何かできるのではないかと考え、迷いはあつたが、同大学大学院(社会学研究科)に進学した。指導教員はソーシャルワークが専門であつた。容易に研究は進まず、夜遅くまで図書館にこもることがあつた。くたくたになるが、疲労感は不快ではなかつた。比べられるものではないが、夫のしんどさの一部でも追体験するという心境になつていた。

修士論文を書く中で、過労死家族の会は、労働関係、医療関係、法律関係の専門家はいるが、福祉の専門家がないといわれたことがあつた。考えたこともないことであつた。福祉を勉強したことは無駄でなかつたかもしれない。どれほどのことができるかわからなかつたが、過労死家族の会にとっての自分の立ち位置ができたと思つた。修士論文「過労死家族の会のセルフヘルプ活動」を完成することができ、自分の生き方に少しずつ自信が持てるようになっていた。

修士論文提出後も、研究を続け学会発表などしていた。しかし、活動と研究のバランスが以前のようにうまく取れなくなつた。もっと研究を続けたいという気持ちもあつた。4年間、研修生をしていたが、研究も活動も中途半端な感じがしてきた。過労死防止基本法制定運動が本格的になつてきた。研究をやめるのか、進学するのか決断しなければならないと思つた。博士課程に進学などともないという思いがあつた。迷つたが、2010年に立命館大学院先端総合研究科(先端研)の博士課程に編入学した。先端研は多様な研究者や社会人院生が多く在学していた。若者から高齢者もおり、医療や福祉などの専門職、さまざまな問題意識を持っている当事者たちもいた。過労死家族の会の研究者として歩み始めた。

博士論文では、過労死家族の会の社会的役割を明らかにしたいと考えた。過労死運動のなかでどのように闘つたのか。また、個人に注目し、過労死家族の会の会員はどのように労災・裁判活動を行なつたのか、過労死家族の会についてどのような思いを持っているのかを明らかにしたいと考えた。京都と大阪の過労死家族の会員に聞き取りを行ない、機関

紙などからデータを収集した。センテンスごとに7つの大分類、29に中分類し、さらに小分類した(表1 文末に掲載)。

京都と大阪を対象にしたのは、異なる過労死運動を展開しているところにあった。京都家族の会は、おもには京都職対連に支援を受け、労働運動型の過労死運動の中の当事者として大きな存在である。大阪の過労死運動はネットワーク型であり、大阪家族の会はその一角を担っている。大阪家族の会は、全国の中でも最も会員数が多く、活動量も多い(池谷 2013)。京都は小さい組織ではあるが、結成当時から組織的運動を展開しているところが大阪とは異なる。過労死運動は各地でさまざまに展開されているが、その詳細はまだ明らかにされていない(池谷 2013)。京都・大阪の過労死運動と過労死家族の会の関係を明らかにすることで、過労死家族の会の運動のおおよその特徴を明らかにできるだろう。

共に活動をしていても、初めて聞く話もあった。読み過ごしていた文章もあった。墓場まで持って行かなければならない話もあった。分類を行なう作業でも手が止まるときがあった。苦しくて研究が進まず、過労死防止基本法制定運動に逃げたこともあった。それでもこの研究は私にしかできないものと考えて、やめることはできなかった。

研究を始めた理由の一つには、活動をする中で人が変わっていくことを見てきたことである。初めは泣いてばかりで、例会に一人では参加できず、自己紹介も十分できなかった人が、だんだん顔を上げて少しずつ少しずつ話せるようになっていく。労災活動のなかで元気を取り戻していき、仲間の裁判の傍聴にも参加していく姿を見ることがある。例会や集会などにもあまり参加していなかった人が、過労死運動に生きがいを見出していくこともある。新たな人生を切り開いて活躍している人もいる。厳しい大きな闘いを終えると、それまで十分に行えなかった家庭生活に戻っていくこともある。職業人として、多忙な毎日を過ごすこともあるだろう。過労死を闘ったことは、これらに直接には影響をおよぼさないかもしれない。しかし、普段は意識しないであろうが、過労死を闘った残り火は消えていない人だと感じることもあった。気高く誇り高い人がいた。

過労死の甚大な被害から社会を相手に闘う姿を、社会に訴えなければならぬと考えた。夫の過労死から2年で労災認定された。裁判も行なわなかった。10年以上、16年も闘う人、どれだけ頑張っても認定されなかった人がいる。それと比べて、私はなんと楽な人生が歩めているのだろう。多くの支援をもらったからである。その恩返しの一端とも考えている。当事者研究としてどこまでできるのかわからない。過労死被害は深く回復も難しい。それでも前を向いて歩いている人々の姿を明らかにしていくことが、私の過労死被害からの回復につながるのではと信じて研究を続けていきたい。

### 3. 過労死家族の会の研究結果

#### 1) 過労死家族の会のセルフヘルプ活動

1989年、愛知県で「名古屋過労死を考える家族の会」が結成され、全国初めての過労死家族の会の結成となった。その後東京、大阪、京都、石川、静岡、長野などで過労死家族の会が結成された。1991年11月に全国的なネットワーク「全国過労死を考える家族の会」が結成され、過労死問題を広く社会にアピールしていくこととなった。全国過労死を考える家族の会の結成集会に合わせて、初の遺族手記集『日本は幸福か』(全国過労死を考える

家族の会 1991) が出版された。過労死家族 54 人が執筆し、家族の苦しい思いから過労死問題を社会に訴え、警鐘を鳴らすものになった。

修士論文では、「過労死家族の会のセルフヘルプ活動」とし 2006 年に提出した。関西圏の過労死家族の会を調査した。過労死家族の会は、セルフヘルプグループの機能を持っていることが明らかになった。

セルフヘルプグループの定義はさまざまにある。過労死家族の会の機能、結成の仕方、援助方法などにより、過労死家族の会はセルフヘルプグループであると定義できた。とくに Levy (1976) の五つの条件である、①目的、②起源と発足、③援助の源泉、④メンバー構成、⑤統制 (山崎・三田 1995:176) を過労死家族の会は満たしている。また、Katz & Bender (1976) は、セルフヘルプグループを自発的な小グループであり、自己変革と社会変革をめざすものがあり、精神的なものと同質的な支えの両方があり、イデオロギーを社会に啓蒙するものと、自分自身の問題解決を目指すものとした (山崎・三田 1995:178)。これにおいては、小グループということについては議論のあるところだが、この定義もほぼ過労死家族の会に当てはまるのである。

岡 (1985) は当事者組織のコア・グループの機能分類した。コア・グループは、自己変革機能 (内への志向) と、社会変革 (外への志向) である。自己変革 (内への志向) とは、認知レベル (cognitive level) の自己変革と、行動レベル (behavioral level) の自己変革がある。行動レベルの自己変革とは、自己の行動レベルでの変容によって社会との矛盾を解決しようとする 4 つの過程があり、①励まし合いによる社会的強化過程、②新しい行動様式を学習する学習訓練過程、③仲間が規範となるモデリング過程、④プログラムなどによる時間を構造化することができる計画行動過程である。

もう一つの分類は、社会変革 (外への志向) であり、サービスレベルの社会変革とアクションレベルの社会変革が考えられる。アクションレベルの社会変革とは、個人と社会との不適合状態から生じた「問題」を社会的環境を変えていくことによって解決しようとするもので、3 つに分類される。①法律改正・立法運動等などの直接的な社会変革、②啓蒙・調査活動等などの間接的な社会変革、③活動を可能にする基盤作りとしての会員拡大、資金集め等の組織拡充活動がある (岡 1989)。

なお、岡のいう機能は、多くの論者によりさまざまに論じられており、重なる部分も多い。過労死家族の会をセルフヘルプグループの定義、概念、特徴、またセルフヘルプグループに近い概念に照らし合わせると、過労死家族の会は当事者組織ではあるが、セルフヘルプグループの機能をもつと考えられる。そこで、過労死家族の会が、実際に、岡のいうセルフヘルプグループの機能をもっているか検証するために調査を行った。

## 2) 過労死家族の会の活動分析

①社会運動：集団的な要請行動・啓発行動 ⇒制度変革活動

❖国・厚労省などへの要請

- 1) 裁判傍聴とそれらにかかわる署名活動
- 2) 社会への啓発活動
- 3) 過労死防止を求める立法運動

「社会運動とは公的な状況の一部ないしは全体を変革しようとする非制度的な組織的活動である」（片桐新自 1995）

## ②社会運動以外の活動 ⇒自己変革活動

### ❖生活問題に関わる活動

- 1) 心のケア
- 2) 子どものケア
- 3) 相互助け合い活動
- 4) 労災申請などの問題に対する手引書の出版

## ③制度変革活動と自己変革活動

### ◆両者の関係の変化

- 1) 第一期と第二期：制度変革活動優先
- 2) 第三期：社会変革活動の減少、自己変革活動の増加
- 3) 第四期：社会変革活動が質・量ともに増加、自己変革活動を重要視

### ◆両者の関係

- 1) 社会のあり方が自己変革活動に大きく影響
- 2) 両者は、お互いに影響しあう

## ④過労死家族の会の援助方法

セルフヘルプグループの援助方法として、Sidel & Sidel (1976) によれば、草の根の支援ネットワークが必要なサービスを提供するだけでなく、個々人が自信や自尊心を取り戻し、人々が新しい絆を築こうとする場を提供しているとした（中田 2000:14）。ひとりの生活主体者として満足して生きていくために、それぞれの専門分野の発達だけでは必ずしもニーズを充足することにはならず、セルフヘルプグループがそのニーズを最もよく理解する場である。また、それは対処の方法についての体験を交換しあえる情報の宝庫である（中田 2000）。過労死家族という少数者は、大きな困難を抱えており、問題の対処には専門的知識も必要になることから、過労死家族の会での活動として、このセルフヘルプグループの機能は貴重なものだといえるだろう。労災活動を行なうさまざまな場面で、近隣、友人、家族関係に軋轢が生じることがある。身近な人に過労死に関しては話せないことも過労死家族の会では互いに分かち合うことができる。「過労死家族の会は、本当の家族のようだ、新しい友人、仲間ができた」といわれる。相互に支えあう人間関係を築こうとするセルフヘルプグループはまさしくこのニーズを充足するもの（中田 2000）であり、まさに過労死家族の会は、このニーズにこたえているのである。

また、結核患者会の活動について、同じ状況にある患者が体験を通して共感し、一人ひとりのニーズを充たそうと協同した。患者運動を続けていくなかで自信や自尊心を回復して積極的に病気と向きあうと意識変革をしていった。セルフヘルプグループに存在する機能が遺憾なく発揮されたとみなしてよいだろう（中田 2000）。これらの指摘は、過労死家族の会にも大いに当てはまることが多く、患者会と過労死家族の会は共通項が認められる。

## ⑤過労死家族の会運動の時期区分

### 第一期（1989～）

過労死家族の会発足、労災・訴訟、啓発活動への全力的な取り組み。二次的被害の生活問題が大きい。

### 第二期（1995～）：

過労自殺問題への取り組みが始まる。

### 第三期（2002～）：

心のケアへの意識的な取り組み、家族会内部の活動が充実。全国の家族が広く交流し始める。

### 第四期（2006～）：

ホワイトカラーエグゼンプション導入反対など広範な労働問題への取り組み。

### 第五期（2008～）：

全国家族の会に事務局体制の設立、組織体制の強化。過労死防止法制定運動が本格的になり、過労死等防止対策推進法の制定に過労死家族の会が重要な働きをした。

### 第六期（2015～）：

国とともに過労死ゼロを目指す。過労死家族の会の結成があいつぐ。

## ⑥活動内容の変化

社会の過労死問題に対する認識の変化があった。過労死 110 番運動により、過労死問題が、大きな社会問題とされた。過労死被害は、想像以上に広がっていた。過労死被害者・家族が集まって過労死家族の会が結成され、過労死運動に参加した。過労死家族の会結成から 30 年を経て、運動・活動の変化は大きいものがある。会員の構成の変化や過労死問題の変化により、会員のニーズが変化した。阪神淡路大震災後に心のケアの必要がいわれだし、過労死家族の会でも、子どものケアとともに意識的に取り組むことが始まった。家族の会のメーリングリストに多くの会員が参加しだして、全国的な交流が日常的に行われるようになった。一部の会員ではあるが、裁判の傍聴に他府県から参加することが珍しくなくなった。結成当時の会員が世話人活動に積極的にかかわり、「経験知」が集結しだした。過労死家族の会活動は、質量ともに増えていった。

過労死防止基本法制定運動は、過労死家族の会の運動を大きく変化させるものであった。「過労死はあってはならない」ことを国に認めさせることはすべての会員の願いである。しかし、過労死家族の会の力量以上の社会運動が求められ、社会運動以外の活動と軋轢を起こすことがあった。法律制定運動や、法律制定後の啓発運動のなかで、過労死家族の会の結成や再結成がされ、山陰や九州、四国にも過労死家族の会が結成されたことは、運動の大きな成果である。過労死家族の会が隣接する複数の県で結成されることは新たな動きである。

## 3) 過労死被害

過労死被災者・家族は、過労死被害に苦しむ。過労死が起こると、人生をなくす、地獄の日々であるともいわれる。過労死被災者・家族は、過労死そのものだけではなく、被害の回復を求める労災活動により、二次被害、三次被害を受けることがある。過労死は予期

しない死であり、企業の法律違反による死であると考えれば犯罪被害者である。過労死被災が起こると様々な心身の反応が現れる。

犯罪被害者の被害への反応として、心身の変調や行動の変化が表れ、トラウマ・PTSDが事件後の生活に影響をおよぼすことがある（小西 1996）。悲嘆の過程はそれぞれに異なるが、悲嘆の要件としては、死の状況、天災か人災、加害者が個人か組織か、その大きさによっても悲嘆は異なる（野田 1992）。また、死者の無念の思いの程度や加害者がいかに対応したか、関係機関の態勢にもかかわる。労災認定の作業は困難であり、労災申請したことで企業から、場合によっては身内や知人からも責められる。過労死遺族は、厳しい環境にあるといえる。飛行機事故の遺族たちは、「かけがえのない人の死に対して社会的意義を問うことの悲しみや苦しみを抱えている」（野田 1992:247）状況にあり、過労死家族の場合も同様な状況にあるといえるだろう。

過労死被災者は過労死被害者になってしまう。社会のありようで二次被害・三次被害が起こっていくが、現在では、これらに十分な支援が行われているとはいえない状況がある。被害者や遺族にとって二次被害・三次被害は極めて深刻な問題であり、今後被害者への支援を推進していくうえで、こうした要素を十分考慮した制度の確立が過労死家族にとっても望まれるのである。過労死被害の労災認定救済の支援は行われるが、二次被害・三次被害への支援は行われることがほとんどなかった。

飯島信子（1979）は、公害・労災・薬害の被害は、深いところでは共通の被害があるとした。「労災被災者の被害の構造図式」によれば、労災という「基本的被害」が派生的な被害を生じさせ、その被害が互いに被害を強めることになる。また公害被害は否定され、隠され、放置されており、他の被害も同様である（飯島・渡辺 2007）。過労死問題も、「害」（過労死被災）を放置され、労災申請などにより、被害を申し立てても、多くが救済されないか、救済に大きな負担を申請者に負わせ、救済に時間がかかりすぎる点において、被害放置といえる。また、被害放置として、「意識的な被害放置」、「因果関係の否定」、「被害の否定」があり、これらに似た被害放置のあり方として「被害の軽視」がある。これは被害の存在を認めながら、問題を重視せず、結果として大きな問題を招く場合である。放置のあり方としては、もう一つ被害者自身による「被害の潜在化」があり、「未認定患者の長期放置」もある（飯島・渡辺 2007）。これまで、労災申請をあきらめる人や労災申請しても過労死が労災と認められなかった例は数えきれないのである。過労死被害もさまざまに放置されている。

#### 4) 今後の研究

一番には、博士論文を完成させることである。関西圏の過労死家族の会の研究を続けてきた。過労死家族の会に本部は存在しないが、首都圏の過労死家族の会はその役割を担っている。近年、新たに結成された各地の過労死家族の会の動向は明らかになっていない。過労死家族の会の研究はまだ途に就いたばかりである。関西圏とともに、関西圏以外の過労死家族の会の運動を明らかにすることが重要な課題と考える。

表 1 調査結果分類表

	1	2	3	4	5	6	7
	労災・公災活動	裁判	国・行政・企業	運動	過労死	生活・人生	家族の会
1	労災・公災活動	裁判	会社	運動	過労死	自身	顔を合わせる
2	労災・公災申請	差別裁判	行政	支援	遺された子ども	生活	分かち合い
3	労災・公災認定		制度	専門家		人生	家族の会の役割
4			豊かさとは	労働組合		葬儀	家族の会活動
5			国	労災		友人・知人	社会活動
6			憲法	集会			

<文献> (アイウエオ順)

飯島伸子、1979、「公害・労災・薬害における被害の構造」『公害研究』8(3), 157-165.

飯島伸子・渡辺伸一、2007、『公害放置の社会学——イタイイタイ病・カドミウム問題の歴史と現在』東信堂.

池谷美衣子、2013、『長時間労働に対する解決主体の形成に関する社会教育学的研究——社会運動を通じた過労死遺族の変容に着目して』筑波大学大学院人間総合科学研究科2012年度博士論文.

岡知史、1985、「セルフ・ヘルプ・グループの機能について——その社会的機能と治療的機能の相互関係」『大阪市立大学社会福祉研究会研究紀要』4, 73-93.

片桐新自、1995、『社会運動の中範囲理論』東京大学出版会.

小西聖子、1996、『犯罪被害者の心の傷』白水社.

全国過労死を考える家族の会編、1991、『日本は幸福か——過労死・残された50人の妻たちの手記』教育史料出版会.

中畷清美、2006、『過労死家族の会のセルフヘルプ活動』立命館大学大学院社会学研究科2005年度修士論文.

——、2008、「過労死家族会の社会活動」第56回日本社会福祉学会全国大会.

中田智恵海、2000、『セルフヘルプグループ——自己再生の援助形態』八千代出版.

野田正彰、1992、『喪の途上にて』岩波書店.

山崎喜比古・三田裕子、1995、「セルフ・ヘルプ・グループの展開とその意義」園田恭一・川田千恵子編『健康観の新しい転換——新しい健康理論の展開』東京大学出版会175-192.